

現代チュニジアにおける「民主化」維持の要因に関する研究 ——権威主義体制期の女性政策の意図せざる結果としての Twin Tolerations——

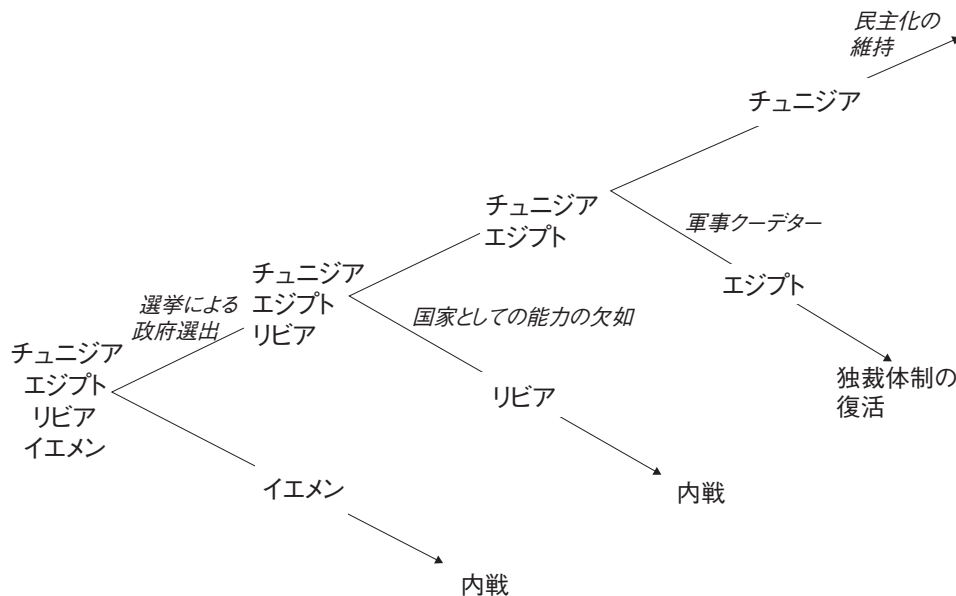
牟禮 拓朗

序論

第一節 問題の所在—チュニジアの「民主化⁽¹⁾」の特異性について—

2010年末以降、アラブ諸国で起こった、民衆による大規模な民主化要求運動（以下、「アラブの春」）は、多くの国において民主化ではなく混乱をもたらした。「アラブの春」の影響によって政権交代あるいは体制変動の起こったチュニジア、エジプト、リビア、イエメンの4か国においてチュニジア以外は内戦や権威主義体制の復活が見られ（図1参照）、またシリアでの内戦はイスラム国（IS）によるテロや数百万もの難民流出をもたらすなど、アラブ情勢は今なお混迷を窮めている。革命後の2012年に自由で民主的な議会選挙、大統領選挙を初めて行ったエジプトでも、軍のクーデターによってわずか一年で文民政権が崩壊し、今は革命以前さながらの軍事政権が続いている。

図1：「アラブの春」による体制変動のあった4か国の遷移⁽²⁾



一方、チュニジアは唯一、民主化の進捗にある程度の評価を得ている国である。フリーダムハウスの「世界の自由」（2018）指標では、「アラブの春」によって一度は民主化したエジプトを含むアラブの国々が軒並み「不自由 Not Free」あるいは「部分的自由 Partly Free」（ヨルダン・

レバノン・モロッコ・クウェートのみ)である一方、チュニジアだけがアラブ諸国の中で唯一「自由Free」の評価を得ている。本稿は、こうしたチュニジアに目を向け、なぜチュニジアにおいてのみ「民主化」が維持されているのかを明らかにすることを目的としている。

革命後のチュニジア政治に目を向けると、世俗主義政党とイスラーム主義政党による連立政権が今日に至るまで存続していることに注目が行く。「アラブの春」の影響を受けた各国を俯瞰して見ても同様の事象は見られず、こうした連合政治はチュニジアに独自のものである。民主主義に必要とされる政治的多元性を考えてみると、世俗主義とイスラーム主義が包括された特異な政治社会というものに、チュニジアだけが「民主化」を維持している何らかの要素があると予測できるかもしれない。つまりチュニジアは、①アラブで唯一「民主化」に進捗が見られる点、②イスラーム主義政党と世俗主義政党による連合政治に「特異性」が見られる。本稿は、革命後のチュニジアにおいてこれらの「特異性」を生み出すこととなった背景的諸要素について検討していく。

第二節 先行研究と本稿の意義－Twin Tolerations とチュニジアの「民主化」について－

はじめに、本稿における理論的枠組でもあるステパンのTwin Tolerations論について予め説明しておきたい。

Twin Tolerationsとは、比較政治学の泰斗であるアルフレッド・ステパンが2000年に発表した論文において提示された、民主主義と親和しうる宗教と政治の関係性についての概念である。ステパンは、「政教分離」が民主主義の普遍的な原則として認知されていることを批判し、政教分離はあくまでヨーロッパ独自の文脈におけるTwin Tolerationsの一つの形であるとした。ステパンは「暴力的措置を用いず、他の市民に対する人権を保持し、民主主義のルールに則っている限り、いかなる政治アクターも自身の価値を基に、市民社会や政治社会双方における活動を行うことができる⁽³⁾」と唱え、普遍的な民主主義の原理として宗教市民の政治参入を認めた。つまり、①宗教市民が自由選挙制度などの「近代国家」としての制度を受け入れ、神権政治など宗教的な権威による統治を行わないことを認めること(宗教市民→世俗国家への「寛容」、②宗教活動家、組織が憲法や法律の範囲内で活動を続ける限り、公的権力は宗教市民による政治活動などにおける自立性を認めなければならないこと(世俗国家→宗教市民への「寛容」⁽⁴⁾、という双方向的な寛容を指している。本稿では、イスラーム主義政党と世俗主義政党というイデオロギーの大きく異なる政党同士による特異な連立政権をTwin Tolerationsの一つの類型として捉えている。この連立は両者の思想的「寛容toleration」というよりも、過半数以上の票を得られなかった政党同士による政治的「妥協compromise」の側面が強いことに留意する必要があるものの、①イスラーム主義政党が民主主義的原則を遵守していること、②イスラーム主義政党の政治的排除が行われていないという点において、上記2つの双方向的な寛容の条件は満たしていると言える。

このTwin Tolerationsがいかに民主主義的政治体制と関連しているかについては次節にて詳述するが、ここでは、ステパンが捉えたチュニジアにおけるTwin Tolerationsの不備について言及し、本稿の意義の一つとして説明しておきたい。

ステパンは「アラブの春」後の2012年の論文において、チュニジアではTwin Tolerationsが機能していたために「民主化」を達成し、これからその維持に向けた長期的な困難に立ち向かうことになる論じた⁽⁵⁾。この論文が出された2012年の4月という時点でチュニジアの「民主化」

にある程度の活路を見出し、同時にエジプトの失敗を見抜いていた先見性は特筆すべきである。また、ステパンは同論文でチュニジアの Twin Tolerations について、主に宗教的中立国家 (religiously neutral state) 創設に向けた重要な変革が行われた19世紀の半ばにその基底となる要素を見出している (1875年サディーキー・カレッジ創設、1846年奴隷制廃止など)。その一方で、チュニジアの独立以後の権威主義体制期である1956年から2011年まで、つまりブルギバとベンアリによる権威主義体制期は「失われた数十年 (The Lost Decades)」と評価している。ステパンは「1956年の独立までにチュニジアは Twin Tolerations モデルへと移行するサインを見せてきたが、ブルギバ独裁による近代化は世俗主義権威を上から押しつけることによってこのすべてを崩壊させた⁽⁶⁾」と論じた。これは、ブルギバの世俗主義的性格に加え、ベンアリが自身の政治的脅威となるようなイスラーム主義に対する強力な弾圧によって Twin Tolerations を妨げたためとされている。

このように、ステパンがチュニジアの Twin Tolerations の根源となる歴史として見出していたのはフランスによる統治期 (1881-1956) 以前の歴史である。しかし、ブルギバ政権開始の1956年以降の55年という長い権威主義体制期を、革命後に Twin Tolerations が機能した要因から捨象してしまってよいのだろうか。民主化革命後の政治体制は旧体制の影響を多分に受けることは、民主政権がわずか1年で革命前さながらの軍事政権に取って代わったエジプトの事例を見ても明白である。本稿は、ステパンが「失われた数十年」と呼んだ権威主義体制の政策が、革命後の Twin Tolerations に果たした役割について明らかにしていく。

第三節 Twin Tolerations と民主主義の関係性について

「自由」と「参加」を基に民主主義を定式化したロバート・ダールの「ポリアーキー」論や、ヨーロッパの小国の事例を基に定式化したアレンド・レイプハルトの「多極共存型民主主義 (コンセンサス型民主主義)」など、既存の民主主義理論において包括的な多元性を有した政治のアリーナの重要性が指摘されてきた。政治の多元性を担保するにあたって、民主主義のルールに則っている限り宗教政党を含むいかなる政治アクターの政治参加を認める Twin Tolerations は、民主主義理論に基づく政治運営の土台とも言えるだろう。レイプハルトが「指導者たちはまた、抑制と妥協の精神で、他の区画の指導者たちと協同する努力をする基本姿勢をもたねばならない⁽⁷⁾」と論じているように、世俗主義であろうとイスラーム主義であろうと民主主義国家では、他者に対する「寛容」精神の下、政治の多元性は維持されなければならない。このように、Twin Tolerations に基づく多元的な政治社会の構築が、民主主義的政治運営における基礎として捉えられるだろう。

第四節 民政移行への蓋然性を孕む権威主義体制の類型について

権威主義体制期におけるチュニジアの団体法では、組織を作るためには組織の目的等を記述した文書を内務省に提出しなければならなかったが、政府はしばしばその受領書を隠すことで、多くの独立 NGO の登録を妨げていたと言われている⁽⁸⁾。これについて、チュニジアの市民社会を研究したエヴァ・ベリンは、ブルギバとベンアリは組織や政党内に市民を積極的に動員させるが、これら組織や政党の自律性や競争能力に制限をかけることに注力するという厳格な国家操作によって服従させるという点において、同時代のチュニジアの市民社会を「操作された市民性

(Controlled civisme)」と形容した⁽⁹⁾。以上の点より、チュニジアの権威主義体制は、ファン・リンスによる類型で言うところの「動員型権威主義体制」として捉えられる。

「動員型権威主義体制」は、政治への参加の機会とそれを通じての権力の地位への接近は、民主主義政治の理念型により近いとされる一方、単一政党やそれに統制された大衆組織のような動員型組織は、社会における多元主義の存続及び政治的影響力にとって障害であり、社会における民主主義政策を特徴づける社会的、政治的目標を達成するための組織化の自由と対立すると特徴づけられている⁽¹⁰⁾。つまり、大衆組織や職能組織（市民社会組織）という国民レベルでの参加の機会を有し、体制にとって脅威となる市民社会組織をそのシステム内に包括している点においては、競争的な民主主義へと移行する蓋然性を有していると言える。

第五節 チュニジアにおける女性の政治・社会進出について

本稿では、イスラーム主義政党と世俗主義政党の Twin Tolerations の背景について、チュニジアの権威主義体制期に行われた女性政策に着目する。女性の「動員」がいかに Twin Tolerations につながるかは本論を通して説明していくが、本節ではまずその土台として、チュニジアにおいて「女性」が持つ意味について予め論じておきたい。

チュニジアにおける女性の政治・社会進出は、独立当時から他のアラブ諸国とは一線を画していた。それは、独立後すぐの1956年にブルギバによって制定された複数婚の禁止（18条）やタラーク離婚⁽¹¹⁾の禁止（30条）などの世俗的な要項を含んだ「身分法（Code du Statut Personnel）」制定や、1957年の女性 NGO「チュニジア全国女性連合（UNFT）」設立、そして1959年には男女平等に選挙権・被選挙権を付与するなど、1950年代という極めて早い時期から女性の部分的な権利保護が実施されていたことによるものである。また、ベンアリ政権期においても女性に関わる制度や政策はブルギバを引き継ぐかたちでその後も大きく展開した。本論にて詳述するが、ブルギバ、ベンアリと続いた権威主義体制期におけるこのような「国家フェミニズム」と称されるいくつかの女性の権利保護政策が行われたことは、女性の「動員」として捉えられるだろう。本稿では、まさにこの権威主義体制下における女性の「動員」と、今日の「民主化」との連関について明らかにしていく。

また、チュニジアのジェンダー政治を扱う多くの先行研究においてブルギバとベンアリによる女性政策を行った文脈の違いは無視されている場合が多く、「国家フェミニズム」として一括りにされる場合が多い。例えばサフワン・マスリ（2017）の研究では、女性政策や教育政策などにみられたブルギバの世俗的な政策によってチュニジアにリベラルな文化が生まれていたことを説明しているが、ベンアリの行った女性政策はブルギバの進めた女性政策を踏襲したものとされ、特に記述がなされていない。チュニジアの民政移行にあたって市民社会における女性が果たした役割についての人類学的研究を行った鷹木（2016）も同様に、チュニジアにおける女性の政治・社会進出についてブルギバの女性政策が重要な契機とみなしている一方、本稿で明らかにするようなベンアリ政権期の女性政策の役割については示されていない。次節で説明するように、今日におけるチュニジアの女性の政治・社会的進出を考えるにあたって、その後のベンアリ期における女性政策の発展も考慮しなければならないだろう。

第六節 権威主義体制から民政移行後に至る経路依存について

他のアラブ諸国では女性の政治・社会進出に関しては慎重な姿勢、もしくは推進しようとしても保守派からの反発が大きく前途多難となっている場合が多い一方で、上述のように、チュニジアにおいては女性の権利保護が比較的進んでいる。権威主義体制期に進められた女性政策の経路依存という視点から現代チュニジアにおける女性の政治・社会進出についての説明を試みるにあたって、ポール・ピアソンが示した経路依存の理論的枠組みについてここで触れておきたい。

まず、ピアソンが政治を、民主主義（特に多数決型民主主義）として想定していることに留意しておく必要がある⁽¹²⁾。例えば、ピアソンが指摘した正のフィードバック過程における「集合行為の重要性」は、競争的で排他的な特徴を有する多数決型民主主義においては、それらが政治家の選好に与える影響力を見ても重要性は高いと言えるだろう。一方、強力な権威主義体制であったチュニジアにおいて、政治的影響力獲得のための集合行為の重要性はそれほど高くなかったと考えられ、その証左が以下のインタビューから垣間見える。かつてブルギバの側近であったエッセブシ（現大統領）が2009年のインタビューにおいて、ブルギバにとってなぜ身分法が優先事項だと判断されたのかという質問に対して、

彼（ブルギバ）はチュニジアが近代国家になることを望んだ。そして彼は、どんな社会進化も女性の立場を特徴づけるアルカイズムを終わらせずには可能ではないと確信していた。（中略）彼は自分がやらないと他の誰もやらないと答えた。そして、自分がすぐにやらないと、将来できないかもしれないと付け加えた⁽¹³⁾。

と答えたように、ブルギバは個人の信念を主たる動機として身分法制定を行った。逆に言うと、政治が個人の決定に依存している権威主義体制下において、利益集団政治や社会運動などの集合行為による利益獲得は困難であると言える。要は、一個人に政治決定権が集約されている場合、集合行為の重要性は低下するということである。

しかし民政移行後のチュニジア政治においては、集合行為の重要性は増大する。それは、「民主化」によって理念的にも制度的にも、「他者」の存在を加味した上での政治決定を行っていかなければならないという状況が突発的に生じたという理由に他ならない。本稿は、集合行為の重要性の低かった権威主義体制期に設計された制度（ここでは女性の権利保護推進政策）が、革命という政治的断絶を経て、「民主化」後の政治にいかなる影響を与えたのかについて明らかにするものである。

またピアソンは、「実際にアクター（筆者注：制度設計者）が効率の良さを考えながら1つの目標をもって、先見の明があったとしても、制度は意図しない効果を発揮するかもしれない（強調は原著者）⁽¹⁴⁾」ことから、制度の起源—制度選択—よりも、制度が長期間に進行する過程—制度発展—へ着目することの重要性を説いている。「制度の長期的効果は設計者の目標としてよりも副産物として扱ったほうが良いかもしれない⁽¹⁵⁾」と論じているように、チュニジアの女性の政治・社会進出の要因は制度設計者であるブルギバのみに求めるのではなく、その後継となったベンアリ期における制度の発展を研究射程に入れなければならないだろう。

第七節 本稿の構成について

本稿では Twin Tolerations と経路依存を理論的枠組として援用し、権威主義体制期に実施された女性政策の経路依存と今日における「民主化」の維持との連関について明らかにする。特に1990年代にベンアリによって行われた女性政策が、体制維持という当時の目的とは異なった意図せざる長期的結果として、革命後のイスラーム主義政党と世俗主義政党の連合政治の基底となっているというのが本稿の主旨である。

まず第一章において、今日のチュニジアにおける世俗主義政党とイスラーム主義政党の連合政治は同国の女性の政治・社会進出を土台として成立していることについて、革命後の議会・大統領・市町村選挙といった各選挙結果及び ISIE（チュニジア独立高等選挙機構）の統計データ、OTTD（チュニジア民主主義移行観測所）代表ハマディ・レディッシへの計2回の筆者インタビュー⁽¹⁶⁾、エンナハダ（イスラーム主義政党）の党首であるラシード・ガンヌーシのインタビュー記事などから説明している。また第二章では、イスラーム主義と世俗主義の Twin Tolerations を基底している女性の政治・社会進出は、1990年代におけるベンアリの対イスラーム主義の文脈で行った女性政策が経路依存したものであることについて、1989年の選挙結果統計および1990年代に行ったベンアリの各女性政策の内容から説明する。

つまり、本研究は以下のような三段論法を意図している。それは Twin Tolerations →多元的包括性を有する民主主義というつながり（序論第三節）を前提として、女性の政治・社会進出 → Twin Tolerations というつながり（第一章）、ベンアリによる1990年代の対イスラーム主義政策 → 女性の政治・社会進出というつながり（第二章）の説明を通して、ベンアリが1990年代に自身の体制を堅持するというきわめて権威主義的理由の下で行った対イスラーム主義政策が、今日における「民主化」と通底していることを説明するものである。また結論部分においては、本論のまとめと課題を提示する。

本論

第一章 イスラーム主義と世俗主義の宥和（Twin Tolerations）の背景としての女性の政治・社会進出

本章では、革命後の政治運営においてイスラーム主義政党と世俗主義政党による連立政権が継続していることについて、その背景としての同国の女性の政治・社会進出から説明していきたい。

革命後のイスラーム主義と世俗主義による連立政権は、2011年の制憲議会選挙におけるエンナハダと2つの中道左派系世俗主義政党によるトロイカ政権期と2014年から今日に至るニダー・トゥーニスとエンナハダという二大政党を中心とした多党連合政権期に分けられる。また、強力な世俗主義政党とイスラーム主義政党という二大政党を中心とした多党連合という点で、2014年以降の連立政権により Twin Tolerations の要素が高まっていると見ることができ、ここでは特に2014年以降の連立政権における女性の役割に注目したい。

また、本来は分けて考えられるべきである2018年の市町村選挙も本章における考察の対象としている。それは、エンナハダの党首であるラシード・ガンヌーシが2014年の議会選挙での敗北を受けて、女性の政治進出を背景として世俗主義に対するさらなる「寛容」を見せたという点にお

いて、2014年議会選挙からのつながりが見られるからである。

第一節 2011年制憲議会選挙－世俗主義・イスラーム主義連立政権の背景

革命後、権威主義体制下では一貫して非合法政党として政治弾圧を受けていたエンナハダがチュニジア初の自由で民主的な選挙に参加し、エンナハダはその選挙で勝利し、いきなり第一党となった。ただ、第一党と第二党を占めたイスラーム主義政党が70%以上もの票を獲得しイスラーム優位政策が進められたエジプトとは異なり、チュニジアのエンナハダの得票率は37%に留まり、過半数を大きく下回ったエンナハダは他の政党と連立政権を組まざるを得なくなった。そのため、第二党であった「共和国のための会議（CPR）」（得票率:8.7%）と第四党であったエツタカトル（7%）という中道左派系の世俗主義政党とのトロイカ政権を組んだのである。

しかし、こうしたイデオロギーの異なる政党同士による連立政権は、政党間の意見の不一致や相次ぐ閣僚の辞任、野党政治家の暗殺事件など様々な課題を抱えており⁽¹⁷⁾、最終的には2013年に「国民対話カルテット」の仲介によって憲法制定に至ることなくこの制憲議会は解散となった。なお、「国民対話カルテット」は民主化の維持に貢献したこの功績によって2015年にノーベル平和賞を受賞している。

また、この2011年選挙における女性の参加は、世俗主義政党が勝利した2014年選挙との比較の上で重要だと思われるため、少し触れておく。ISIEの統計を見ると、若い女性の有権者登録率が男性と匹敵（18-35歳：男性51.4%、女性48.6%）しているものの高齢になるにつれて登録率は下がっており、女性全体の登録率は37.2%と決して高くはない⁽¹⁸⁾。しかし、次節での議論を先取りして言うと、世俗主義政党が勝利した2014年選挙における女性の有権者登録は50%を超え、男性のそれを上回っていたのである。

第二節 2014年議会・大統領選挙における世俗主義政党の台頭と女性の役割

本節では世俗主義政党ニダー・トゥーニスが勝利し、エンナハダは第二党へと降格した2014年議会選挙について、有権者としての女性が果たした役割を中心に論じる。

2014年議会選挙における得票率は、ニダー・トゥーニスが37.6%、エンナハダが27.8%で、残りの政党はすべて5%以下であった⁽¹⁹⁾。ニダー・トゥーニスは、2012年に結成された、ブルギバやベンアリといった独裁体制に仕えたエッセブシを代表とする世俗主義政党である。ニダー・トゥーニスの勝利は、革命後の政情不安及び経済不況を解消できなかったエンナハダ連立政権への批判の現れである一方、民主化革命が過去の独裁体制の関係者によって乗っ取られるという見方もされていた。また当時は、世俗主義的性格の強いニダー・トゥーニスはエンナハダと連立政権を組むかどうかについては疑問視されていた。また、同年に行われた大統領選挙の決選投票ではエッセブシ（世俗主義）がマルズーキ（イスラーム主義⁽²⁰⁾）を僅差で破り、大統領に就任した。

こうした2014年の議会及び大統領選挙におけるニダー・トゥーニスの勝利は、エンナハダに反対する女性票の影響が大きかったと言われている。例えば、「チュニジア民主主義移行観測所（OTTD）」代表のハマディ・レディッシが「エッセブシに投票した170万人のうち100万人は女性だった。女性は（彼女らの価値を見ない）イスラーム主義を恐れているから。残りの70万人は世俗主義者と中流階級によるものだ⁽²¹⁾」と筆者に語ったこと、「ジェンダー・アプローチに基づく選挙監視ミッション」レポートにおける「（決選投票を争った）マルズーキが30万票を少し超え

た程度だったことに対し、エッセブシは約100万の女性票を集めたとみられている⁽²²⁾」という記述、「(マルズーキが39%に留まった女性票に対し) エッセブシは61%が票を与えた女性たちに感謝した⁽²³⁾」という記事などが挙げられる。これらの記述には基となった具体的な統計ソースがないためここでは記事等を羅列するかたちにはなっているが、2011年選挙時と比べた女性有権者登録の伸び(先述した2011年選挙における有権者登録の男女比では女性が37.2%であったのに対し、2014年選挙は50.5%と男性を上回った⁽²⁴⁾)なども指摘されており、2014年の議会・大統領選挙における世俗主義政党の勝利に女性が果たした役割は大きいと考えられている。ただ、ISIEは、前節で示したような有権者登録に関する公式のデータを2014年時には出しておらず、この50.5%という数字に関してもあくまで独自に行われた調査によるデータであることを留意しておかなければならない。

また地理的に見ると、特にチュニス近郊などの北部・沿岸地域においてニダー・トゥーニスが多く票を集めていた。今日において世俗主義の優勢なこうした北部や首都近郊地域は、1989年選挙の時にはイスラーム主義政党が多く票を集めていたとされる地域であった(次章参照)。

2014年の選挙ではエンナハダのカウンターパートとして、女性票を集め勝利したニダー・トゥーニスではあったが、エンナハダを除いた政治運営はエンナハダの規模を見ても難しく、最終的にはエンナハダと自由愛国連合、展望党らとの多党連立政権を樹立した。この選挙における敗北を受けてエンナハダの党首ラシード・ガンヌーシは、女性の政治・社会進出についてさらに歩み寄りを見せるようになった。それが、2018年市町村選挙での選挙活動及び選挙結果にも顕著に現れた。

第三節 2018年市町村選挙における女性とイスラーム主義政党について

チュニジアでは2018年5月6日に、同国初となる市町村選挙が行われた。本節では、2014年議会選挙とのつながりをふまえ、この市町村選挙において見られた変化について論じておきたい。

まず、この市町村選挙の重要な点が2つ挙げられる。1つは、チュニジアで初めての民主的な市町村選挙という点。もう一つは、2014年の選挙法第24条において定められた「候補者は、男女平等の原則に基づき、名簿リストに交互の規則で立てられる⁽²⁵⁾」という原則(パリティ法)、つまりリスト提出時に各政党は男女同数(候補者が奇数の場合を除く)の候補者を立てるという義務が、ほぼ遵守された選挙であったことである⁽²⁶⁾。この規定によって、候補者の実に48%が女性となった⁽²⁷⁾。女性議員数の増加が必至となったこの選挙は、女性の政治・社会進出に消極的と思われるイスラーム主義政党の相対的弱体化をもたらすことが想像された。しかし、350の市町村における議席をめぐる行われたこの選挙による獲得議席の割合は順に、無所属(32.9%)、エンナハダ(29.7%)、ニダー・トゥーニス(22.2%)、以下4%以下の小政党という結果であり⁽²⁸⁾、女性や他宗教教徒たちにリベラルな姿勢をアピールしたエンナハダは、最終的にはニダー・トゥーニスを上回る票を得た。さらに2014年議会選挙ではニダー・トゥーニスが多く票を集めていた首都チュニスにおいてもエンナハダがニダー・トゥーニスを上回る議席を獲得し⁽²⁹⁾、エンナハダの女性議員スアド・アブドゥルラーヒムが市長に就任した。首都の市長に女性が就くのはアラブ諸国で初めてであり、しかもそれがイスラーム主義政党から出ていることは特筆すべき事例である。

2014年議会選挙時におけるニダー・トゥーニスの大きな支持層として女性の存在があることを

前節で指摘したが、選挙法における男女同数原則もありながらエンナハダがこの市町村選挙でニダー・トゥーニスを上回る票を得た理由として、エンナハダが女性に対してさらなる「寛容」姿勢を見せたという点が挙げられる。

エンナハダの党首であるガンヌーシはこの市町村選挙前に、「これ（市町村選挙）は民主主義建設の道のりのひとつの目印であり、憲法における自由統治の原則を基にした新しい地方自治モデルへの移行のチャンス⁽³⁰⁾」として捉え、「チュニジアにおける社会・経済活動の積極的参加者であり、国に覚醒と勇気と尊厳を与えた誇り高きチュニジア人女性に対する自信⁽³¹⁾」を唱えるなど、積極的に女性への宥和姿勢をアピールした。実際にこの選挙で擁立した女性候補者はニダー・トゥーニスを上回り、エンナハダは男女同数原則をほぼ遵守していた⁽³²⁾。ガンヌーシは元々、身分法に定められた複数婚禁止項目などを中心に強く批判していた人物であったが、1980年代の中頃から女性の政治・社会進出を支持するようになった⁽³³⁾。最近のインタビュー記事でも「私たちは1970年代頃までそれ（身分法などの女性の権利保護関連法規）に反対していた。しかし、私たちはそれを受け入れるべきところに来た⁽³⁴⁾」と答えている。

また、ガンヌーシは「女性の権利は今日ではチュニジア・アイデンティティのひとつ」であるとし、「敬虔か不敬虔か、ヒジャーブを被るか被らないかなどの個人的、宗教的行動に関わらず、私たちのプログラムをすべてのチュニジア人に受け入れられるように国家政党（現在の多党連立政権）をより開かれたものにする必要がある。それら（敬虔／不敬虔、ヒジャーブを被る／被らない）の問題はプライベートな問題である…⁽³⁵⁾」と別のインタビューで答えており、政教分離を（少なくとも表面上は）積極的に肯定している。こうしたエンナハダの政治部門における「世俗化」もニダー・トゥーニスとの連立政権の中での「寛容」のひとつとして捉えられるだろう。しかし、エンナハダがニダー・トゥーニスを上回った一方、無所属候補が多くの票を集めたことや、有権者投票率の低さ（33.7%）という新たな問題も顕在化した選挙となった⁽³⁶⁾。

また、若年層の選挙への関心は高く、有権者登録者を年齢層別に見ても、35歳以下の若者が最も多かった⁽³⁷⁾。また、投票率は低いものの2014年選挙で見られたような女性や若者の政治参加の相対的な高さは、この市町村選挙でも維持されている。候補者についても、2014年選挙法における男女同数原則によって男女比がほぼ1：1になったことに加え、候補者全体の半数以上が35歳以下の若者となった（23歳以下8.5%、24歳-35歳43.5%⁽³⁸⁾）。

本章より、特に選挙法第24条などで規定されたような女性の政治参加に対する、イスラーム主義政党の「寛容」な姿勢が確認できた。そうした姿勢に対して世俗主義政党も、政治的妥協の側面が強いとはいえ、イスラーム主義政党を連立に組み込むかたちで応答している。次章では、こうした女性の政治・社会進出には、最も権威主義的性格の強かった1990年代において行われた政策が大きく関わっていることについて説明していきたい。

第二章 今日における女性の政治・社会進出の背景としての1990年代の権威主義的政策

前章では、革命後にイスラーム主義政党と世俗主義政党による連立政権が継続していることについて、女性の政治・社会進出が背景となっていることを説明してきた。本章では、今日のチュニジアにおける女性の政治進出について、1990年代にベンアリが行ったいくつかの政策を背景と

していることについて説明していきたい。

序論第五節にて論じたように、チュニジアにおける女性の政治・社会進出は初代大統領のブルギバの世俗主義的政策による影響が極めて大きく、チュニジアのジェンダーに関わる多くの研究ではブルギバの「遺産」によって今日の女性の地位が築かれたとされ、ベンアリはブルギバの政策を踏襲したものとされている。しかし本章にて明らかにするように、ベンアリが女性の政治・社会進出を押し進めたのは、自身の政治的脅威に対する抑止政策として、極めて独善的な権威主義的性格によるものだった。

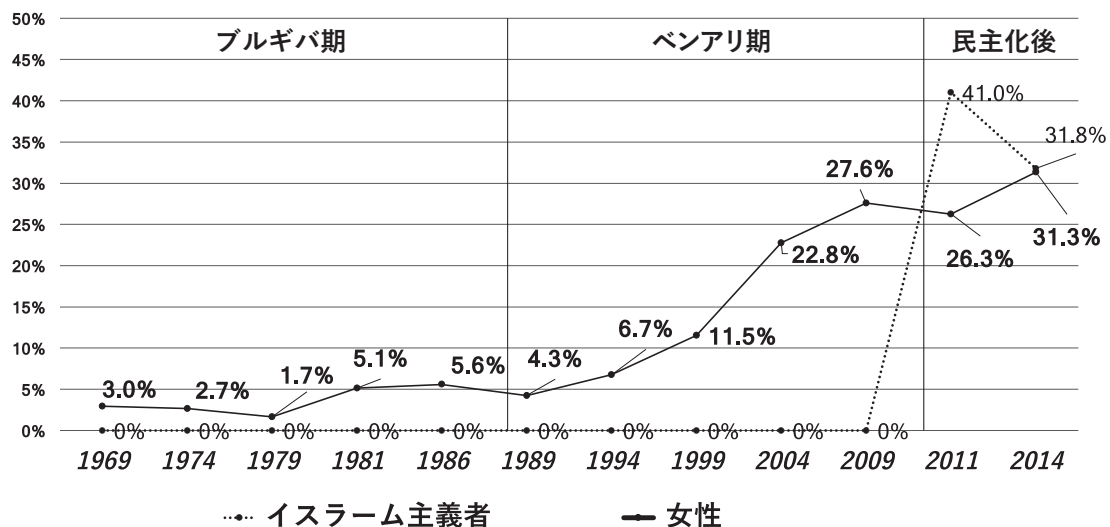
まず第一節で本章の導入として、議会における女性とイスラーム主義者の果たす役割について説明していきたい。この導入は、イスラーム主義政党と女性の関係を論じた前章で論じるべきではあるが、第二節以降との関係性を考え、ここで論じておく。

第一節 チュニジア議会における女性とイスラーム主義者

本節では、チュニジアの議会におけるイスラーム主義者（ここではエンナハダの獲得議席比率とする）と女性議員の割合の推移を示した図2より、1990年代がターニングポイントとなっていることを指摘したい。

チュニジアにおける女性議員は1990年代後半からその数を増やし、現在は68人（31.3%）を女性が占めている（なお、詳しくは次節にて論じるが、1989年の選挙ではエンナハダが特に首都近郊を中心に多くの票を集めたものの、その結果は無効とされてしまったためにイスラーム主義者が0人となっている）。権威主義体制期には一貫して政治参加を阻まれていたエンナハダが革命後に初めて合法政党として政治に参入すると、2011年の制憲議会選挙において第一党となり、2014年の議会選挙では第二党に転落したものの、未だに政治的プレゼンスは高い。女性議員との関係性で言うと、現在の議会における68人の女性議員のうち27人がエンナハダから出ており⁽³⁹⁾、女性の政治進出に消極的なイメージをしばしば持たれがちなイスラーム主義政党とは一線を画し、政治の多元化に深く貢献していると言える。現在は女性議員数とエンナハダの獲得議席数は

図2：議員に占めるイスラーム主義者及び女性の割合－チュニジア－⁽⁴⁰⁾



ほぼ同数であり、女性とイスラーム主義者を包括した政治社会が構築されているということが分かる。

序論で述べたように、独立後のブルギバによる世俗主義的改革の下、チュニジアでは1950年代から女性参政権が認められていた。しかしこの図2から分かるように、女性議員が実際に増加し始めたのは1990年代の後半になってからであり、そこには40年近いラグがある。ブルギバ政権期における女性議員の割合は高くても5%程度であった。ベンアリ政権の中期である1990年代の後半以降、大きな変動もなく一貫して女性議員の割合が漸増してきたことから、この時期に女性の政治進出をめぐって何らかの変化があったことが想定されるだろう。

次節以降では、ベンアリ政権となってそれまで弾圧されていたエンナハダが初めて選挙に参加した1989年の選挙、及びその結果を省みたベンアリがエンナハダの再弾圧のために女性の政治進出を行った時期にあたる1990年代中期の各政策について考察していく。1989年選挙以降にベンアリが行った政策を追っていくことで、当時の「脅威」からベンアリ政権が体制を堅持するためのカウンターパートとして女性を「利用」していたことを明らかにしていきたい。

第二節 1989年選挙における多元主義の伸長とエンナハダの挫折

本節では、ベンアリが無血クーデターによって政権を掌握した1987年の後、初の議会選挙である1989年選挙に着目する。ベンアリは大統領就任一周年に際して「国民協約 (National Pact)」を発表し、多元主義・人権尊重・基本的自由の明確な保障を行い、イスラーム主義政党を始めとする野党に対しての譲歩を行うなど⁽⁴¹⁾、表面的ではあるが政治的多元主義を推進した。この政治的自由化の下、ベンアリ政権は徹底した世俗主義を標榜したブルギバと異なり、その最初期にはイスラームに宥和な政策を行っていた。例えば①イスラームを国教と正式に認可したこと、②ラジオ・テレビでアザーン（礼拝の呼びかけ）を流すことを許可したこと、③中等教育以上の学生で動員されるMTI（イスラーム志向運動、エンナハダの前身）の学生組織を合法化したこと、④自身でメッカへの巡礼を行ったこと、⑤国民協約 (National Pact) によってエンナハダを認可したことなどがあげられる⁽⁴²⁾。こうした文脈の中で1989年、政治的多元主義を掲げるベンアリ政権後初の議会選挙においてエンナハダが無所属として初めて政治参加を果たした。このように、1987年に政権を掌握してから89年の選挙まで、ベンアリは女性の政治進出には積極的ではなく、ブルギバとの差別化を図るという点において、むしろイスラームに対する妥協的な政策を進めていたことが分かるだろう。

さて、無所属候補として1989年議会選挙に参加したエンナハダは全得票の16.7%、チュニス近郊では30%の票を獲得した⁽⁴³⁾。さらに、実際の全体得票率は30~32%だったとムルーはインタビューで答えており⁽⁴⁴⁾、特に首都チュニス近郊においてエンナハダが票を集めていた。しかし、エンナハダのこの結果は結局認められず、エンナハダは政党認可取り消しとなり、再び弾圧の時代を迎えることとなった。これは、ブルギバの専制もイスラーム主義政府も欲しない多くのチュニジア人の支持を得て、かつイスラーム復興を悲観的に見ていた西洋同盟国の支持も得たと評価されている⁽⁴⁵⁾。ただ、この選挙によってエンナハダの政治的プレゼンスを自身の脅威として認知したベンアリは、これ以降、エンナハダを除いた「政治的多元主義」へとシフトしていくことになる。

第三節 1990年代中期における女性の権利保護推進政策

1989年選挙で、結果は無効とされたものの多くの票を得たエンナハダが政治・社会領域から再び排除される一方、ベンアリは1990年代初頭から半ばにかけて、身分法、国籍法、労働法などにおける女性関連法規の改定（1992年）⁽⁴⁶⁾、女性家族問題庁（翌年に省）の設立（1992年）、チュニジア民主女性協会（ATFD）およびチュニジア女性開発調査協会（AFTURD）のNGO認可（1989年）など女性の権利に関わる制度や政策の変革を行った。また OTTD のレディッシはインタビュー内で、ベンアリがこれら一連の女性政策を行った目的について「イスラーム主義への対抗と、西洋諸国からの称賛を得るため⁽⁴⁷⁾」と答えている。自身の脅威であるイスラーム主義勢力及び国外からの自身の権威主義体制の批判への緩衝材として「女性」を用い、体制の基盤を固めていたと見ることができよう。

またこの時期、エンナハダなどイスラーム主義者のみならず旧ブルギバ政権の残党を排除し、自身に従う若い世代のテクノクラートを登用することで自身の基盤を固めていた。ベンアリが登用した若い世代のテクノクラートの「多くは現代的で高学歴の女性であり、自由専門職・学界・実業界でキャリアを積んだ人だった。彼女たちは進歩的社会計画を唱道し、イスラーム主義者の掲げる目標をチュニジア女性にとっては逆行と見なして軽蔑した理想的な RCD（立憲民主連合、ベンアリ期の与党）党员であり、しばしば党の効果的なスポークスマンともなった⁽⁴⁸⁾」と言われている。

また、ベンアリ体制の維持に欧米諸国との政治・経済的互惠関係が大きく関与していることはすでに福富（2011）によって詳しく説明されているが、そうした関係を維持するため、1989年選挙でエンナハダを政治的脅威として認識したベンアリは、イスラーム主義に対する徹底した弾圧へとシフトすると共に、女性の政治・社会進出を積極的に行うことによって欧米諸国に自身の「自由」をアピールすることで批判を免れようと試みていたことが分かるだろう。

このように、ブルギバの個人的な信念を契機として始まった女性政策が、ベンアリ期（特に1989年選挙後）には、対イスラーム主義勢力、あるいは欧米への「自由」のアピールといった異なる意図で進められていたことが分かる。この1990年代にベンアリが行った女性の権利保護推進政策—女性NGO（ATFD および AFTURD）創設、女性テクノクラート増加、女性関連法規の改定、女性問題省創設—は、1990年代後半から今日に至るまで一貫して増加している女性議員比率（図2）などをはじめ、民政移行後の政治・社会における女性の高いプレゼンスに通底している。一例を挙げれば、ブルギバによって最初に設立された女性NGOである UNFT よりも、今日の政治に与える影響力で見れば ATFD や AFTURD のプレゼンスが高く、女性の権利保護を目的とするNGOの中でも「重要（heavyweights）」な組織と位置づけられていることが挙げられる⁽⁴⁹⁾。これらの組織は現在、エンナハダへの主要な対抗勢力であり、パリテ法制定にも大きく関わるなど、革命後のチュニジア政治において無視することのできない重要なアクターである。まさにベンアリの権威主義的動機によって「動員」された女性組織が民主化後にそのプレゼンスを増幅し、革命後のイスラーム主義政党にとっての重要な考慮事項となったと言えるだろう。

つまり、こうした政治・社会的構造がパリテ法制定や（女性票の重要性が顕著となった）2014年の議会・大統領選の結果などに顕在化したことで、一般的に女性の政治・社会進出に積極的ではないイスラーム主義政党が、政治に果たす女性の役割について「寛容」（あるいは選挙で票を

得るための戦略的「妥協」)となったプロセスが垣間見えた。序論第六節において制度発展へ着目する必要性について論じたが、ブルギバにとっての「世俗主義的信念」として始まった女性政策が、ベンアリにとって「権威主義体制の維持」という目的で発展し、さらに彼らの意図しない長期的効果として、民政移行後のイスラーム主義政党と世俗主義政党が結びついた、多元的な政治社会の構築に貢献する「副産物」的要素となったことを明らかにした。

結論

本稿のまとめ

本稿では、アラブの春以降に民主政が維持されているチュニジアにおける、世俗主義政党とイスラーム主義政党を包括した多元的な政治運営が行われている背景として、1990年代にベンアリが直面した脅威から体制を護るために行った女性の権利保護推進政策が深く関わっていることを説明してきた。1989年の議会選挙で顕在化したイスラーム主義という脅威に対して、権威主義体制の維持に欧州との政治・経済的關係が重要であったベンアリはイスラーム主義組織を徹底的に政治から排除し、代わりに女性を政治・社会進出させることによって、特に欧州諸国に向けて「自由」をアピールし、自身の権威主義的性格から目を逸らせようとした。2001年の9.11同時多発テロ事件はイスラーム主義組織への弾圧をさらに正当化させるものとなった。当時はきわめて権威主義的動機によって「動員」された女性は革命後のチュニジアにおいて、イスラーム主義政党と世俗主義政党の得票バランスとしての役割、有権者・候補者共に高い政治参加、ガンヌーシの世俗主義に対する部分的な「寛容」をもたらし、革命後のチュニジア民主政における多元的包括性に大きく寄与した。つまり、こうしてもたらされた女性の政治・社会進出を背景とし、イスラーム主義政党エンナハダは「民主化」を経た今日において、積極的に女性の権利保護推進の支持や政教分離など世俗主義的政治への「寛容」姿勢を見せるようになったのである。そうしたエンナハダのある種の「世俗化」を背景に、世俗主義政党ニダー・トゥーニスも、(政治戦略的理由も多分にありながら)エンナハダとの連合政治を維持してきた⁽⁵⁰⁾。これまで説明してきたように、こうした両者の Twin Tolerations は1990年代頃にベンアリが推進した女性の権利保護政策が大きく関わっており、ステパンが「失われた数十年」と呼んだブルギバ、ベンアリの権威主義体制期と今日の「民主化」維持の特異な連関を明らかにしたことに本稿の意義があると言えよう。

本稿では、世俗主義政党とイスラーム主義政党の連合政治による多元的で包括的な政治社会というものに「民主化」維持の基礎を置いてきた。しかし、2018年9月にニダー・トゥーニスとエンナハダの連立は解消となり、ニダー・トゥーニス内では政治方針をめぐる内部派閥などによってエッセブシ大統領とユースフ・シャヘッド首相の間で分裂し、2019年1月にシャヘッドによって新たな政党「タヒア・トゥーニス(長命なチュニジア)」が創設されるなど、チュニジア政治は2019年11月と12月に予定されている次なる議会・大統領選挙に向け目まぐるしく変動している。

ニダー・トゥーニスとエンナハダの二大政党間の「寛容」について本稿で扱ってきたが、タヒア・トゥーニスという第三勢力が加わった新たな政治状況の分析については今後の課題としなければならない。それは、現在のチュニジアが大きな政治変動の最中にあることに加え、ニダー・

トゥーニスの瓦解や2018年市町村選挙で見られたような無所属候補への票集中は、政治のさらなる多極化を生み、「弱小政党の集まりとしての連立の場合、政治決定のための妥協点を見つけられず、政治交渉に多大な時間を要するという点において問題が多い⁽⁵¹⁾」といった危惧を生んでいることによるものである。

本稿の課題

最後に、上述した本稿における研究対象時期による問題ではなく、本稿の分析の中での課題について触れておきたい。

本稿は、権威主義体制期に推進された女性政策が、今日におけるイスラーム主義政党と世俗主義政党が連立した多元的政治社会に大きく寄与していたことを明らかにしてきた。つまり、制度の長期的効果に関する論述であった。一方、経路依存の理論的枠組みとして用いたピアソンの理論では、社会の政治（政党や政府）に対する基礎的認識もまた、相互に影響を与え合うことによって構成されるという点で、最初に生じた基礎的認識が経路依存しやすいとされている。つまり、「政治に対する認識そのものが経路依存の対象となっている⁽⁵²⁾」のである。しかし、これを考えるとチュニジアでは、権威主義体制期において一切の政治参加が認められず、厳しい弾圧を受けていたエンナハダが革命直後から今日に至るまで政治の中枢を担っていることに疑問を抱く。もし政治に対する基礎的認識が権威主義体制期に形成されているのであれば、革命後であったとしてもイスラーム主義政党を選挙で選ぶという選択肢は生じないのではないか、という疑問である。

このように本稿では、「民主化」革命を挟んだ制度的な経路依存については確認できたものの、市民社会へのよりミクロ的な政治認識に関する調査分析がないという点において、政治に対する社会の基礎的認識の経路依存の有無については確認するに至らなかった。この点を今後の課題としたい。

注

- (1) 本稿において、チュニジアで生じた民主化を指す場合は鍵括弧付きで、それ以外の広義な意味での民主化を指す場合は鍵括弧無しで表記する。
- (2) Brownlee, Masoud, Reynolds 2015: 174の図に筆者加筆修正。
- (3) Stepan 2000: 39.
- (4) Stepan 2012: 89-90.
- (5) Stepan 2012: 90.
- (6) Linz 1975.
- (7) Lijphart 1997: 77.
- (8) Building Bridges 2013.
- (9) Bellin 1995: 126.
- (10) Linz 1975: 168.
- (11) 夫によって一方的に宣言される離婚。
- (12) 例えば、「政治的アクターが追求する目的の多くは「ひとまとめ」や「勝者総取り」を特徴としている」(Pierson 2004: 40) といった文言など。

- (13) L'express, 16 Jui 2009.
- (14) Pierson 2004: 142.
- (15) Pierson 2004: 150.
- (16) 2016年7月（実施場所：OTTD 本部事務所近くのカフェ）と2018年8月（実施場所：OTTD 本部事務所）に実施。
- (17) 渡邊 2013: 64.
- (18) ISIE 2012: 101のデータより算出。
- (19) Tavana & Russel 2014より。
- (20) マルズーキの所属政党は「共和国のための会議CPR」であるが、エンナハダに古くから宥和的な人物であり、この決選投票は実質的に世俗主義（エッセブシ）とイスラーム主義（マルズーキ）の選択であった。
- (21) Redissi 2016: 2016年7月21日筆者インタビューより。
- (22) *Mission d'Observation des Élections basée sur l'Approche Genre* 2014: 60.
- (23) *DW*, 27. 12. 2014.
- (24) *Mission d'Observation des Élections basée sur l'Approche Genre* 2014: 104.
- (25) *Journal Officiel de la République Tunisienne* 2014: 1313。パリテ法自体は2011年5月の暫定政府によるデクレ＝ロワ（*decrét-loi*）から存在する。リスト提出時に男女交互の拘束名簿を定める点は同じだが、デクレ＝ロワでは「この原則を尊重しない（*ne respecter*）リストは…拒否される」とされているのに対し、選挙法では「この原則を見くびる（*méconnaître*）リストは…拒否される」と表記が変わっている。
- (26) チュニジアの選挙は拘束名簿式比例代表制。各政党は当選人となるべき順位を定めた候補者名簿をあらかじめ提出する必要がある。
- (27) *Tunisie Numérique*, 29. 4. 2018.
- (28) *L'Economiste maghrébin*, 9. 5. 2018より。
- (29) 60議席中エンナハダ21議席、ニダー・トゥーニス17議席（チュニス1区）。
- (30) *Le Monde Afrique*, 14. 3. 2018.
- (31) *Ibid.*
- (32) ニダー・トゥーニスの候補者が男性189名：女性161名だったのに対し、エンナハダが男性176名：女性174名（ISIE 2018d）。
- (33) 1979年にガンヌーシがスーダンに渡航した際に、現地でイスラーム運動の政治・社会プログラムに全面的に参加する女性の姿を目の当たりにしたことが契機とされている（Tamimi 2001: 56-58）。
- (34) *TRT World*, 15.11.2017。実際に身分法を受け入れたとされるのは1988年。
- (35) Wolf 2016の著者インタビュー（Appendix 6: 216-217）参照。実施日は2015年6月16日。
- (36) この市町村選挙の投票率はチュニジア有資格者のうち33.7%という投票率であり（ISIE 2018a）、これは2014年議会選挙時の47.7%より大きく下がっている。
- (37) 2018年市町村選挙における有権者登録者の年齢層別割合は、18-35歳35%、36-45歳21%、46-60歳27%、60歳以上19%（ISIE 2018b、2018cのデータより算出）。
- (38) 2018年市町村選挙における候補者の年齢層別割合は、23歳以下8.5%、23-35歳43.5%、36-45歳23.9%、46-60歳19.6%、60歳以上4.5%（ISIE 2018dのデータより算出）。
- (39) *Mission d'Observation des Élections basée sur l'Approche Genre* 2014: 54.
- (40) Inter Parliamentary Union PARLINE databaseの各年のデータを参考に筆者作成。「イスラーム主義者」

はエンナハダの議席保有率を示している。

- (41) Parkins 2014: 260.
- (42) Parkins 2014: 260.
- (43) Daoud 1989: 685.
- (44) Burgat & Dowell 1993: 234。ムールーはガンヌーシと共にエンナハダの前身であるイスラーム志向運動 (MTI) の創設者の一人。
- (45) Parkins 2014: 263.
- (46) それぞれの主な改正点は以下。身分法：妻の夫への服従要項を廃止して「相互の思いやりと助け合い」に置き換えたこと、未成年の娘の結婚に母親の同意を必要とする条件を付け加えたこと。国籍法：父親がチュニジア国籍をもつ場合だけ子どもの国籍取得を認めていたのに対して、母親のみがチュニジア人である場合も子どもはチュニジア国籍を取得できることになったこと。労働法：女性の夜間労働規制を緩和したこと（宮治 2003: 71-72）。
- (47) Redissi 2018: 2018年8月28日筆者インタビューより。
- (48) Perkins 2014: 271.
- (49) Mari Norbakk 2016: 12.
- (50) 2018年9月に連立は瓦解。
- (51) Redissi 2018: 2018年8月28日筆者インタビューより。
- (52) Pierson 2004: 49.

参考文献・論文

- 鷹木恵子 (2016) 『チュニジア革命と民主化－人類学的プロセス・ドキュメンテーションの試み』明石書店。
- 福富満久 (2011) 『中東・北アフリカの体制崩壊と民主化－MENA 市民革命のゆくえ』岩波書店。
- 宮治一雄 (2003) 「チュニジアにおける身分法と女性運動」『惠泉女学園大学 人文学部紀要 No.15』, pp.63-77.
- 渡邊祥子 (2013) 「革命後チュニジアの政治的不安定」『アフリカ・レポート2013年 No.51』 pp.63-78 アジア経済研究所。
- Bellin, Eva, 1995, "Civil Society in Formation: Tunisia", Augustus Richard Norton ed., *Civil Society in the Middle East*, vol.1, Brill.
- Brownlee, Jason, & Masoud, Tarek & Reynolds, Andrew, 2015, *The Arab Spring: Pathway of Repression and Reform*, Oxford University Press.
- Burgat, François, & Dowell, William, 1993, *The Islamic movement in North Africa*, Center for Middle Eastern Studies, the University of Texas at Austin.
- Dahl, Robert Alan, 1972, *Poliarchy: Participation and Opposition*, Yale University Press. (高島道敏、前田脩訳 (2014) 『ポリアーキー』岩波文庫.)
- Daoud, Zakya, 1989, "Chronique Tunisienne", CNRS ed, *Annuaire de l'Afrique du Nord, Tome XXVIII*.
- Lijphart, Arend, 1997, *Democracy in Plural Societies: A Comparative Explorations*, Yale University Press. (内山秀夫訳 (1979) 『多元社会のデモクラシー』三一書房.)
- Linz, Juan, 1975, *Totalitarian and Authoritarian Regimes*, (高橋進監訳 (1995) 『全体主義体制と権威主義体制』法律文化社.)
- Mari Norbakk, 2016, The women's rights champion. Tunisia's potential for furthering women's rights, CMI

Report.

- Masri, Safwan M., 2017, *Tunisia: An Arab Anomaly*, Columbia University Press.
- Perkins, Kennes J., 2014, *A History of Modern Tunisia: Second Edition*, Cambridge University Press. (鹿島正裕訳 (2015) 『チュニジア近現代史：民主的アラブ国家への道程』 風行社.)
- Pierson, Paul, 2004, *POLITICS IN TIME: History, Institution, and Social Analysis*, Princeton University Press (粕谷裕子監訳 (2010) 『ポリティクス・イン・タイム - 歴史・制度・社会分析』 勁草書房.)
- Stepan, Alfred, 2000, Religion, Democracy, and the “Twin Tolerations”, *Journal of Democracy*, Vol.11, No.4, October 2000: 37-57
- , 2012, ‘Tunisia’s Transition and the Twin Tolerations’, *Journal of Democracy*, Vol.23, No.2: 89-103
- Stepan, Alfred, & Linz, Juan J., 2013, “Democratization Theory and the “Arab Spring””, *Journal of Democracy*, Vol.24, No.2: 5-30
- Tamimi, Azzam, 2001, *Rachid Ghannouchi: A Democrat Within Islamism*, Oxford University Press.
- Wolf, Anne, 2016, *Political Islam in Tunisia: The History of Ennahda*, Hurst & Company.

レポート資料・データ等

- Freedom House, 2018, Freedom in the World 2018, (2019年2月18日閲覧) (<https://freedomhouse.org/report/freedom-world/freedom-world-2017>)
- Gender Concerns International, 2014, Mission d’Observation des Élections basée sur l’Approche Genre- Tunisie, 2014.
- l’Instance Supérieure Indépendante pour les Élections (ISIE), 2012, Rapport relatif au déroulement des élections de L’Assemblée Nationale Constituante.
- , 2018a, Taux de participation, (2018年5月26日閲覧) (<http://www.isie.tn/actualites/2018/05/07/elections-municipales-2018-taux-de-participation/>)
- , 2018b, al-ahṣā’ iyaat al-khāṣṣa bi-l-intikhābāt al-baladit 2018 ḥuṣb al-jins.
- , 2018c, al-ahṣā’ iyaat al-khāṣṣa bi-l-sajl al-intikhābi ḥuṣb al-fi’ āt al- ‘amrit.
- , 2018d, ppt 資料 (al-ahṣā’ iyaat al- ‘amat limarhāt al-tarashhāt), 23. 2. 2018
- Inter Parliamentary Union, PARLINE database: Tunisia parliamentary election: Majlis Al-Nuwab (2018年5月26日閲覧) (http://archive.ipu.org/parline/reports/2321_B.htm)
- Journal Officiel de la République Tunisienne, 2014, Loi organique no.2014-16 du 26 mai 2014, relative aux élections et référendums, 27 mai 2014.
- National Democratic Institute, 2011, Final Report on the Tunisian National Constituent Assembly Elections.
- , 2015, Final Report on the 2014 Legislative and Presidential Elections in Tunisia.
- Tavana, Daniel, & Russel, Alex, 2014, Tunisia’s Parliamentary and Presidential Elections, Project of Middle East Democracy.

記事

- DW, Limādhā ikhtārat nisa’ tūnis es-Sibsi ‘alā ḥiṣāb al-Marzūqi? 27. 12. 2014
- L’Economiste maghrébin, Résultats des élections municipales 2018, 9. 5. 2018
- Le Monde Afrique, Transition démocratique en Tunisie: «Nous sommes confiants!», assure Rached Ghannouchi,

14. 3. 2018

L'express, "Béji Caïd Essebsi: Bourguiba, "ni despote...ni démocrate"", 16. 7. 2009

TRT World, How Tunisia's Ennahda found its path between Islam and democracy, 15. 11. 2017

Tunisie Numérique, Elections municipales: La Tunisie, pionnière pour les femmes dans le monde arabe, 29. 4. 2018.

インタビュー

Redissi, Hamadi, (President of L'Observatoire Tunisien de la Transition Démocratique) 21. 7. 2016.

———, 28. 8. 2018.

[査読を含む審査を経て、2019年5月13日掲載決定]

(一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程)